

平塚市埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の平塚市埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第11条第1項の許可を受けて行われている埋立て等（旧条例第2条第2号に規定する埋立て等をいう。以下同じ。）に係る旧条例の規定（旧条例第13条（埋立て等に係る工事を廃止したときに係る部分に限る。）及び第14条の規定を除く。）の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第14条第2項の規定による命令に係る同条第3項、第15条及び第16条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等又は命令に係る土地の区域（以下「埋立区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該埋立区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前2項の規定は、適用しない。
- 5 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該埋立区域のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。